

あったかいね

介護保険料の決め方・納め方

65歳以上の方(第1号被保険者)の場合

介護保険



決め方

保険料は基準額をもとに前年の所得や課税状況に応じて決まります

65歳以上の方の保険料額は、介護保険給付にかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、本人や世帯の前年の課税状況、所得などに応じて決まります。みなさんが住みなれた地域で自立した生活を送るためには、どのようなサービスがどのくらい必要なのか、また、そのためには介護保険料の負担はどのくらいになるのか推計して「基準額」が決められます。

基準額
73,200円
(年額)

=

$$\frac{\text{砺波地方介護保険組合で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)}}{\text{砺波市・小矢部市・南砺市の65歳以上の人数}}$$



令和6～8年度の介護保険料

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料	
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	生活保護又は老齢福祉年金を受けている人	0.285	20,900円
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人		
第4段階	世帯員に市民税が課税されている方がいるが、本人は非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.65	47,600円
第5段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.9	65,800円
第6段階	本人に市民税が課税されている	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.0	73,200円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	87,800円
第8段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	95,100円
第9段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	109,800円
第10段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	124,400円
第11段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	139,000円
第12段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	153,700円
第13段階	前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	168,300円	
		前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.4	175,600円

*1 介護保険料の算定基準日は毎年4月1日(年度途中の資格取得者は資格取得日)です。当該年度の4月1日現在の世帯状況をもとに算定します。

*2 課税年金とは障害年金、遺族年金、老齢福祉年金以外の公的年金です。

*3 合計所得とは収入金額から必要経費等に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

納め方

65歳からは納め方が変わります

64歳までの介護保険料は、医療保険の保険料に含む形で納めます。65歳になる月(65歳の誕生日の前日がある月)からは、介護保険料を単独で納めます。

受給している年金額によって、納め方は以下の「特別徴収」か「普通徴収」に分かれますが、他市町村からの転入や65歳になった場合は、半年から1年間は普通徴収による納付となります。

なお、納め方は法律で定められているため、選ぶことはできません。

特別徴収

年金が年額18万円以上の人

➡ 年金から差し引かれます

※対象となる年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。



仮徴収 前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料を納めます。

本徴収 10・12・2月は、前年の所得などをもとに、確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を納めます。※8月から調整される場合もあります。

次の場合は特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 65歳(第1号被保険者)になった場合
- 他の市町村から転入した場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年度途中で年金(老齢・退職年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合など

普通徴収

年金が年額18万円未満の人

➡ 納付書で各自納めます

- 納付書の納期限までに指定の金融機関又は市役所で納めるか、口座振替により納めます。

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	随時1期 (2月生)	随時2期 (3月生)
納期限	7月末	9/2	9月末	10月末	12/2	12/25	1月末	2月末	3月末	4月末

口座振替がおすすめです!

市内の取扱金融機関に口座振替依頼書を備えていますので、「保険料の納付書・預金通帳・通帳の届出印」をご持参の上、取扱金融機関窓口にご申し込みください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより振替できなかった場合などは、納付書で納めてください。

お問い合わせ

砺波地方介護保険組合

〒939-1392 富山県砺波市栄町7番3号
(砺波市高齢者能力活用センター2階)
TEL 0763-34-8333
ホームページ <http://www.pci-area.tonami.toyama.jp>

市役所
担当課

砺波市役所 高齢介護課

TEL (0763)33-1328

小矢部市役所 健康福祉課

TEL (0766)67-8605

南砺市役所 地域包括ケア課

TEL (0763)23-2034